

# いじめ防止基本方針



高知県立山田高等学校

平成29年4月

# はじめに

本校では、「誠実にあれ 誇らかにあれ 貫きてあれ」の校訓のもと「知・徳・体」の力をバランスよく養い、地域社会に貢献できる人材の育成をめざし、日々の教育活動に取り組んでいます。

また、本校の教職員が取り組むべき教育重点目標のひとつに「生徒を褒め、認め、生徒に関わる」取り組みを徹底して行うとしています。生徒を多面的に評価し、山高生の良さ（素直さ、明るい挨拶、美しい制服姿等）を伸ばし、生徒自身が“山高生であることを誇りに思える”学校づくりに力を入れています。

平成25年、国は「いじめ対策防止推進法」を制定しました。これを基に、本校においても日常の指導体制やいじめ問題に対する基本認識を学校全体で共有するとともに、人権教育をさらに推進させていくために「山田高校いじめ防止基本方針」を策定しました。

今後は、さらに生徒が安心して学校生活を送り、自他ともに大切にできる環境整備や、他者と協力して行動できる生徒の育成に力を注ぎ、いじめや差別のない学校づくりを進めてまいります。

## 第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

### いじめ対策防止推進法 第3条

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## 第2 いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

(定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- 当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめの防止等の対策のための委員会」を中心に組織的に行う。

### 【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、殴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものがある。それらについては、教育的配慮や被害者への意向への配慮のうえで、早期に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取っていく。

### 第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるとの認識を学校全体で共有する。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験し、また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう学校全体で取り組んでいく。

### 第4 いじめの防止等の対策のための委員会

#### (1) 役割

当委員会の具体的な役割は、次の通りである。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

#### (2) 構成員

構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、人権教育主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、その都度、関係の深い教職員を加える。

## 第5 いじめ防止のための取組 (人権意識を高める教育活動の推進のために)

本校では、校訓のもとに「知・徳・体」の力をバランスよく養い、地域社会に貢献できる人材を育てるため、すべての学校教育活動を通して、他者と協働し何事に対してもチャレンジできる生徒の育成を目指している。

そのためには、すべての教育活動において、他者を認め受け入れることのできる、高い人権意識を育てることが最も重要である。

そこで、下記に示す3つの観点を中心に、人権意識の醸成とともに、本校が目指す生徒像の育成に組織的に全力で取り組む。

### 1 学校文化・環境整備 (教職員、保護者)

- (1) 教職員の校内研修や教員間の参観授業を、人権意識を高めるという視点で見直すことで、教員の指導力向上につなげる
- (2) 教職員一人ひとりが、面接や日々の指導を通して、生徒の状況を把握し、学年会や進路検討会、職員会等で情報の共有に努める。
- (3) P T A研修会等を通して、保護者に対する人権意識啓発を行うとともに、家庭との連携体制の強化に努める。
- (4) 保健環境部 (人権教育担当) を中心に、組織的に学校全体の人権意識を高める工夫を行う。

### 2 学習 (生徒)

- (1) 人権教育等の時間において、生徒が主体的に発表する機会や、生徒同士で意見の交換が行える環境を設定し、共感力や人権への感性を磨く活動に取り組む。
- (2) 図書館活動を一層充実させ、読書を通して人権問題への意識の高揚を図る。
- (3) 教科指導を通して学問の奥深さや楽しさに触れさせ、社会で活躍できる豊かな人間性の育成を図る。

### 3 行動・関わり (生徒)

- (1) 総合的な学習の時間やボランティア活動等を通して、地域との関わりを深め、公共的な意識・ルールや市民意識の育成を図る。
- (2) 生徒が主体的に学校行事や部活動、ボランティア活動に関わることで、山高生であるという自信や誇りを育むとともに、責任感や仲間意識をもった人材を育成する。

## 第6 P T Aや地域の関係団体等と連携について

### ① P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

### ② 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

## 第7 いじめの早期発見、早期対応等

### 1 いじめの発見（具体的手立て）

- (1) アンケート（定期的）
- (2) 教員の気づき（SH・休み時間・昼休み・放課後・部活動の時間など）と教員間の情報交換や共有の場を定期的に設定
- (3) 面談（面談週間や三者面談など）
- (4) 家庭との連携（日頃の生徒の様子を連絡し合える体制づくり）
- (5) 相談窓口の複数化（担任・学年主任・SC・SSW・保健室・部活顧問など）
- (6) 外部機関からの情報収集（警察や外部相談窓口などとの連携）

### 2 発見から指導にいたる組織的対応

#### (1) いじめの情報（気になる情報）の把握

- ・いじめが疑われる言動等の目撃
- ・該当生徒からの相談
- ・アンケートからの発見
- ・保護者からの訴え
- ・友人からの情報 など

1

※教員一人で解決しようとしな。焦らな。

「ほうれんそう」の徹底を図る。

問題を把握した教員は、直ちにホーム担任、学年主任に報告するとともに、関係教職員への報告、管理職への報告を怠ってはならない。

#### (2) 対応チームの編成

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、人権教育主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー など

※次案に応じて柔軟な編成を行う

2

#### (3) 対応方針の決定・役割分担

- ① 情報の収集と整理
- ② 対応方針の決定
  - ・緊急度の確認、事態を聞き取る際や指導時に留意すべき点の確認
- ③ 役割分担
  - ・被害生徒からの聞き取りと支援担当
  - ・加害生徒からの聞き取りと指導担当
  - ・周囲の生徒、全校生徒への指導担当
  - ・保護者への対応担当
  - ・関係機関への対応担当

3

#### (4) 事実確認と支援・指導

##### ① 事実確認（原因究明）

いじめの状況やいじめに至った背景をしっかりと聴き、事実に基づく指導及び支援が行えるようにする。

聞き取る順番は、被害生徒 → 周囲の生徒 → 加害生徒の順で行う。

※聞き取りの際は、複数の教員で行い、先入観をもって話を聴かない。また、話しやすい場所や秘密を厳守し、被害生徒を守る。さらに保護者にもきちんと説明する。

##### ② 被害生徒（いじめられた生徒）への対応

被害生徒を徹底して守り、いじめは絶対許さないという学校の姿勢を生徒に伝えるとともに、スクールカウンセラーや教育相談の教員等と連携し、生徒の心のケアに努める。

また、いつでも相談できるよう、具体的な相談方法を伝える。

##### ③ 加害生徒（いじめた生徒）への対応

いじめに至った背景を考慮しつつ、いじめに対する行為については毅然と指導する。さらに、いじめ行為について深く反省させるとともに、被害者が背負った心の辛さに気づかせ、二度と同じ行為を繰り返さないよう指導する。

また、必要に応じて関係機関と協力し、いじめは絶対に許せない行為であることを認識させる。いじめた生徒の指導期間が終了しても、教員との交流を通して生徒の成長を促す。

##### ④ 生徒全体への対応

被害生徒の秘密を厳守しつつ、他者を思いやる気持ちや集団生活のあり方等について指導する。

さらに、ホームルーム活動や学校の雰囲気常に気を配り、学校行事等を通じてより良い集団づくりに努める。

##### ⑤ 保護者との連携

事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝えるとともに、学校として被害生徒を徹底して守ることを伝え、具体的な対応策を示し理解していただく。

また、経過報告をこまめに行うことで保護者の協力体制を得る。

4

#### ※ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、まず学校として、問題の箇所を確認し、問題箇所を印刷もしくは電子情報として保存するとともに、対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みへの対応については、関係機関への削除の要請等、被害生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察署や地方法務局等の外部機関と連携して対応する。

また、生徒の情報モラル及び情報リテラシーを高めるため、授業や講演等において、正しい情報収集や情報発信が行える力を身に付けさせる。

## 第8 重大事態への対処

早期対応による事実確認の結果、重大事態が発生した場合は以下のように対応する。

### 1 重大事態の発生

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

(重大事態の意味について)

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な損害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

### 2 県教育委員会が重大事態の調査主体を判断

**学校が調査主体の場合**

県教育委員会からの指導・助言のもと対応する。

- ① 重大事態の調査委員会を設置  
組織は学校の教職員に加え、専門的知識を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成する。
- ② 事実関係を明確にするため調査を実施する。
- ③ 被害を受けた生徒及びその保護者に対して情報提供する。
- ④ 調査結果を県教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

**教育委員会が調査主体の場合**

県教育委員会の指示のもと、資料等の提出など積極的に調査協力する。